

## 職務発明等取扱規程

平成28年4月1日  
28（規程）第79号

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）において役職員等が行った発明等知的財産の取扱いを規定することによって、発明者の権利を保障するとともに機構の知的財産権の適正な管理と運用を実現し、発明等の促進、成果の普及及び活用の促進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）及び特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）及び実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）及び意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び品種登録を受ける権利並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
  - (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定する全ての権利を含む。）及び外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
  - (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この規程において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の

回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権については著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

- 4 この規程において「専用実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権及び意匠法に規定する専用実施権
  - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
  - (3) 種苗法に規定する専用利用権
- 5 この規程において「特許出願等」とは、特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願をいう。
- 6 この規程において「役職員等」とは、機構において研究開発等に従事する又は従事した研究所の役職員（短時間勤務職員、博士研究員、大学院課程研究員、専門業務員、業務補助員及び嘱託職員を含む。）及び研究所により委嘱又は受入された者をいう。
- 7 この規程において「職務発明等」とは、役職員等が行った発明等であつて、その内容がその性質上、機構の業務の範囲内に属し、かつその発明等をするに至った行為が機構におけるその職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 8 この規程において「職務著作物」とは、役職員等が職務上作成する著作物をいう。

（規程の運用）

第3条 職務発明及び職務著作物について、機構が産業財産権を承継又は著作権及びノウハウを使用する権利を所有するに当たっては、この規程の定めるところによるものとする。

## 第2章 届出及び出願

（届出）

第4条 機構の業務に関する発明をした役職員等（以下「発明者」という。）は、速やかに別に定める様式による発明届を理事長に提出しなければならない。

（職務発明の認定及び権利の帰属）

第5条 理事長は、前条の発明届を受理したときは、速やかにその発明が職務発明であるか否かの認定をし、職務発明であると認定したときは、速やかにその職務発明に係る知的財産権を機構が承継するか否かの決定をするものとする。

- 2 機構以外の者との共同研究契約、受託研究契約及び委託研究契約等から発生する知的

財産権については、それぞれ関係する規程、規則及び相手方との契約書等の定めるところにより機構と相手方との共有とすることができる。

- 3 理事長は、第1項の規程により、職務発明との認定をし、機構がその職務発明に係る知的財産権を承継するか否かの決定をしたときは、速やかにその認定及び決定に係る発明届を提出した者に書面で通知するものとする。なお、職務発明でないと認定したときも同様とする。
- 4 前3項の規定は、発明者が前条の発明届を提出しない場合において、理事長が公開公報、特許公報、特許目録その他の資料によりその旨を知ったときにもこれを準用する。

(知的財産権の譲渡義務等)

第6条 職務発明者は、前条第1項の規定により理事長がその職務発明に係る知的財産権を機構が承継すると決定した旨の通知を受けたときは、その権利を譲り渡さなければならない。

- 2 前項の規定により知的財産権を機構に譲り渡すこととなった職務発明者は、別に定める様式による譲渡証書を速やかに理事長に提出しなければならない。

(特許出願等及び管理)

第7条 理事長は、前条第2項の譲渡証書の提出を受けたときは、その職務発明について、特許出願等、出願人名義変更、登録名義人変更の手続を行うものとする。

- 2 理事長は、第5条第2項に基づき、当該職務発明に係る特許を受ける権利を共有するときは、共同して特許等の手続を行うものとする。
- 3 理事長は、特許出願等の手続を行った職務発明について、出願、審査、審判、訴訟、査定、登録等について職務発明者に通知する。
- 4 職務発明者は、機構に権利を譲渡した職務発明について、出願、審査、審判、訴訟等につき機構に協力するものとする。

(発明者の出願及び権利譲渡の制限)

第8条 職務発明等のうち、第5条の規定により、機構が承継しないと決定した発明等に係る権利は、当該職務発明を行った発明者に帰属することができる。

- 2 発明者は、機構の業務に関する発明について、第5条の規定により、職務発明でないと認定された旨の通知又は知的財産権を機構が承継しないと決定された旨の通知を受けた後でなければ、その発明について特許出願等の手続を行い、又はその発明に係る知的

財産権を第三者に譲り渡してはならない。ただし、その発明について特許出願等の手続を行う緊急の必要があるときは、特許出願等の手続を行うことができる。

- 3 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願等の手続を行ったときは、速やかに理事長に報告しなければならない。
- 4 第2項において、機構は、発明者自ら又は譲渡を受けた第三者が特許出願等し、取得した知的財産権について、無償の通常実施権を有する。
- 5 理事長は、第2項により職務発明でない旨の認定がなされた又は知的財産権を機構が承継しないと決定された発明について、その発明者から、その発明に係る知的財産権を研究所へ譲渡することを希望する旨の申出があった場合は、その発明について、その権利を機構が譲り受けるかどうかの決定をするものとする。

### 第3章 実施の許諾及び独占的实施

#### (実施の許諾)

第9条 機構は、所有する知的財産権の実施希望者に対して、別に定める様式による「知的財産権実施申込書」の提出を求めるものとする。

- 2 理事長は、前項の申込書の提出を受けたときは、実施権の設定又は許諾の適否を検討し、設定又は許諾をするか否か決定する。

#### (実施契約の締結)

第10条 理事長は、その知的財産権について実施権の設定又は許諾をするときは、実施する者と、別に定める様式に基づき実施契約を締結する。

- 2 前項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

#### (独占的实施)

第11条 理事長は、次の全号に該当する場合にあっては、職務発明者又はその指定する者（以下「独占実施権者」という。）に限り、当該契約で定める期間内において、職務発明に係る知的財産権を独占的に実施させることができるものとする。

- (1) 職務発明に係る知的財産権の全部を機構が承継した場合。
- (2) 職務発明者の申出があり、かつ、機構が必要と認めた場合。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 職務発明者の申出の日よりも前に、第三者に対し当該知的財産権に係る実施の許諾があった場合。

(2) 共同研究契約に基づき当該職務発明に係る知的財産権につき独占的に実施し得る者がいる場合。

(独占的实施権等の付与の停止)

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条で独占実施権者に付与した独占的实施権の付与を中止し、独占実施権者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(1) 独占実施権者が当該知的財産権を独占的实施の期間の第3年以降において正当な理由なく実施しないとき。

(2) 当該知的財産権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、共有に係る知的財産権実施を許諾しようとするときは、当該知的財産権の共有者の同意を得るものとする。

#### 第4章 権利の譲渡

(権利の譲渡)

第13条 機構は、所有する知的財産権を第5条第2項に規定する共有者、又は第三者に譲渡することができる。

2 前項の所有する知的財産権を他に譲渡して得た収入はこれを実施料と同様に扱い、発明者に支払う補償金については、第14条第3項の規定を準用する。

#### 第5章 発明の補償

(登録・実施補償金)

第14条 理事長は、第7条の特許出願等、出願人名義変更、又は登録名義変更の手続を行った発明について、最初に特許権の設定登録を受けたときは、職務発明者の請求により、特許権1件につき20,000円の登録補償金を支払う。

2 理事長は、種苗法に基づく品種登録の出願を行った植物新品種について、農林水産省より品種登録の通知を受け、育成者権を得たときは、当該植物新品種を育成した者の請求により、育成者権1件につき20,000円の登録補償金を支払う。

3 理事長は、機構が承継した知的財産権の運用により機構が収入を得たときは、実施許諾契約1件につき、その発明者に対し、当該事業年度の収入の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額で実施補償金として職務発明者に支払う。ただし、機構

の収入実績が一時金又は一時払の場合、収入実績を契約年数で除し、算出された金額の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に契約年数を乗じた額の実施補償金を支払う。

| 機構の収入実績     | 実施補償金の額                     |
|-------------|-----------------------------|
| 100万円以下の金額  | 当該収入実績×100分の50              |
| 100万円を超える金額 | (当該収入実績－100万円)×100分の25＋50万円 |

- 4 前3項の補償金は、職務発明者が2名以上あるときは、第4条における届出において定めたそれぞれの持分比率に応じて支払う。

(退職又は死亡したときの補償金)

第15条 前条の補償金は、職務発明者が退職したときにおいても存続する。

- 2 補償金の支払を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の相続人がその権利を承継する。

## 第6章 ノウハウの取扱い

(届出)

第16条 役職員等が案出したノウハウについて財産的価値が認められるときには、役職員等は別に定めるノウハウ届を理事長に提出しなければならない。

(ノウハウの秘匿)

第17条 職務発明であると認定されたノウハウの発明者及びそのノウハウを知り得た者は、そのノウハウを厳重に秘匿し、管理しなければならない。

(準用)

第18条 第5条第1項から第3項、第6条、第9条から第12条、第14条第3項及び第4項、及び第15条、並びに第21条から第23条の規定は、ノウハウについても準用する。

## 第7章 著作権の取扱い

(権利の所有)

第19条 役職員等が職務著作物を作成した場合の著作権は、機構とする。

(準用)

第20条 第4条、第5条第1項から第3項、第6条、第9条から第12条、第14条第3項及び第4項、及び第15条、並びに第21条から第23条の規定は、役職員等が職務著作物（プログラムの著作権及びデータベースの著作権に関するもの）を作成した場合についても準用する。

## 第8章 知的財産審査会

(審査会)

第21条 機構に、理事長の諮問に応じ、職務発明の認定、出願及び権利放棄その他知的財産に関する事項を審議する知的財産審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## 第9章 雑則

(異議の申立)

第22条 発明者は、第5条第1項の認定又は決定に対して異議があるときは、同条第3項の通知を受けた日から起算して1月以内に、その旨を書面によるその認定又は決定をした理事長に申し立てることができる。

2 理事長は、前項の規定による異議の申立について遅滞なく決定を行い、その結果をその申立をした発明者に通知するものとする。

(秘密保持業務)

第23条 発明者及びその発明の内容を知り得た関係者は、機構及び業務発明者の利害に関係ある事項について、必要な期間その秘密を守らなければならない。

2 前項の規定に定める必要な期間とは機構を退職した後も含まれることとする。

(外国出願等の取扱い)

第24条 この規程により機構が取得する権利は、外国法の適用を受けることによりその外国法において定める権利となるものを含むものとする。

(細則等)

第25条 この規程に定めるもののほか、職務発明等の取扱いについて必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(適用範囲)

第2条 この規程は、平成28年4月1日以降に機構が権利の承継を決定した職務発明等に適用する。なお、平成28年3月31日以前に承継された発明等にあつては、放射線医学総合研究所においては同研究所職務発明等規程(13規程第62号)、量子ビーム科学研究部門及び核融合エネルギー研究開発部門においては国立研究開発法人日本原子力研究開発機構知的財産取扱規程(17(規程)第72号)及び知的財産の取扱いについて(17産(通達)第2号)が適用されるものとする。